

名古屋市感震ブレーカー設置促進に係る助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、震災時における被害の減少と自助・共助による市民・地域の防災力向上を図るため、感震ブレーカーの設置を進め、特に延焼火災の危険性が高い、木造住宅密集地域の感震ブレーカー器具助成及び取付助成に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 感震ブレーカー

一般財団法人日本消防設備安全センターによる消防防災製品等推奨証の交付を受けている簡易タイプ及びコンセントタイプのものをいう。

(2) 器具助成

名古屋市が委託した事業者（以下、「事業者」という。）が対象器具を申請者の自宅まで配送（発送）し、その器具及び配送等に係る費用の一部を名古屋市の負担において行うことをいう。

(3) 取付助成

事業者を派遣し、対象の感震ブレーカー器具の取付を名古屋市の負担において行うことをいう。

(4) 木造住宅密集地域

別表に定める地区をいう。

(対象者)

第3条 この事業の利用対象者（以下「対象者」という。）は、木造住宅密集地域に在住している世帯とする。なお、取付助成を受ける者は、居住要件に加え、次の各号に該当する者のみで構成される世帯を対象とする。

(1) 65歳以上の高齢者

(2) 身体障害者手帳の交付を受けている者

(3) 愛護手帳の交付を受けている者

(4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(5) 介護保険法による要介護者又は要支援者

(6) 中学生以下の者

(7) その他市長が認める者

(申請)

第4条 器具助成及び取付助成を希望する者（以下「申請者」という。）は、名古屋市が指定する申請書により市長に申請するものとする。

(決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し事業利用の可否を決定して、名古屋市感震ブレーカー設置促進に係る助成事業利用決定（却下）通知書（第1号様式）により申請者に通知する。

(助成の方法)

第6条 市長は、前条の決定をしたときは、器具の配送（発送）又は事業者を派遣するものとする。事業者は派遣時に、名古屋市感震ブレーカー設置促進に係る助成事業協力者証明書（第2号様式）を携帯するものとする。

2 事業者は、前条の決定を受けた者（以下「利用者」という。）の同意を得て器具の種類や取付箇所等を調査し、感震ブレーカー器具取付同意書兼確認書（第3号様式）により器具の取付についての同意を受けるものとする。

3 利用者は、自己の所有に係る家屋以外の家屋に居住している場合は、その家屋の所有者又は管理者から器具取付けの承諾を得るものとする。

4 事業者は、器具の取付工事には、利用者の立会いを受けるとともに、当該取付完了後、感震ブレーカー器具取付同意書兼確認書の確認欄に利用者の記名を受けるものとする。

(費用負担)

第7条 前条の助成は、第3条で規定する世帯ごとに器具1個（セット）分までとする。

2 器具の購入代金は、名古屋市と利用者が負担するものとする。ただし、名古屋市の負担上限額は器具1個（セット）あたり3,000円とする。

3 送料が生じる場合は、名古屋市が負担するものとし、事業者と調整のうえ決定するものとする。

(決定の取消し)

第 8 条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 5 条による決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により第 5 条の決定を受けた場合
 - (2) 器具の取付時において、第 3 条に規定する要件を満たさない場合
 - (3) その他市長が必要と認める場合
- (実施報告)

第 9 条 事業者は、器具の配送（発送）が完了したときは、名古屋市感震ブレーカー設置促進に係る助成事業実施報告書（配送・発送）（第 4 号様式）を作成しなければならない。また、取付が完了したときは、名古屋市感震ブレーカー設置促進に係る助成事業実施報告書（取付）（第 5 号様式）作成しなければならない。

2 事業者は、前項の報告書を作成したときは、月末までの状況をまとめて市長に報告しなければならない。

(利用回数の制限)

第 10 条 この事業を利用することができるのは、1 世帯につき 1 回限りとする。なお、過去に名古屋市感震ブレーカー設置助成金交付要綱に基づく助成金を利用した場合も同様にみなす。

(秘密の保持)

第 11 条 事業者は、本事業実施にあたって知り得た情報について、管理を徹底するとともに、他に洩らしてはならない。

(免責)

第 12 条 この事業により器具の取付けを行ったこと等により、利用者に被害又は損害が生じて、名古屋市及び事業者は、その損害賠償等の責めを負わないものとする。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式（要綱第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

名古屋市長

名古屋市感震ブレーカー設置促進に係る助成事業利用決定（却下）通知書

年 月 日付で利用申請のありました名古屋市感震ブレーカー設置促進に係る助成事業について、名古屋市感震ブレーカー設置促進に係る助成事業実施要綱第 5 条の規定により、次のとおり通知します。

記

1 決定

2 却下

(1) 要件に適合しなかったため。

(2) その他

()

第 2 号様式（要綱第 6 条関係）

NO.

名古屋市感震ブレーカー設置促進に係る助成事業

協力者証明書

年 月 日発行

名古屋市長

第3号様式（要綱第6条関係）

感震ブレーカー器具取付同意書兼確認書

同意事項

- ・助成制度を利用して器具の取付けを行ったこと等により、利用者に損害が発生した場合や、取付後に発生した地震や通電火災等の災害で負傷又は死亡した場合において、名古屋市及び取付事業者は、一切の責任を負いません。
- ・感震ブレーカー器具の返品や返金、また、転売や流用はいたしません。
- ・名古屋市で実施している感震ブレーカーの助成金や助成事業を過去に利用していません。
- ・器具が作動した場合でも、生命の維持に直結するような医療機器等の電源が確保されるよう対策をしています（設置している方のみ）。
- ・現状回復義務の必要性等から、貸主等との相談や了承を得ています（賃貸にお住まいの方のみ）。
- ・当該助成制度を適正に履行できない場合は、器具を返還します。

☐ 上記事項に同意し、感震ブレーカー器具の取付けを行うことに同意します。

年 月 日

上記器具の取付けを確認しました。

(利用者) 住所

氏名

第 4 号様式（要綱第 9 条関係）

年 月 日

名古屋市長

配送（発送）事業者

名古屋市感震ブレーカー設置促進に係る助成事業実施報告書（配送・発送）

名古屋市感震ブレーカー設置促進に係る助成事業実施要綱第 6 条の作業が完了したため、同要綱第 9 条の規定により、関係資料を添えて報告します。

第 5 号様式（要綱第 9 条関係）

年 月 日

名古屋市長

取付事業者 _____

名古屋市感震ブレーカー設置促進に係る助成事業実施報告書（取付）

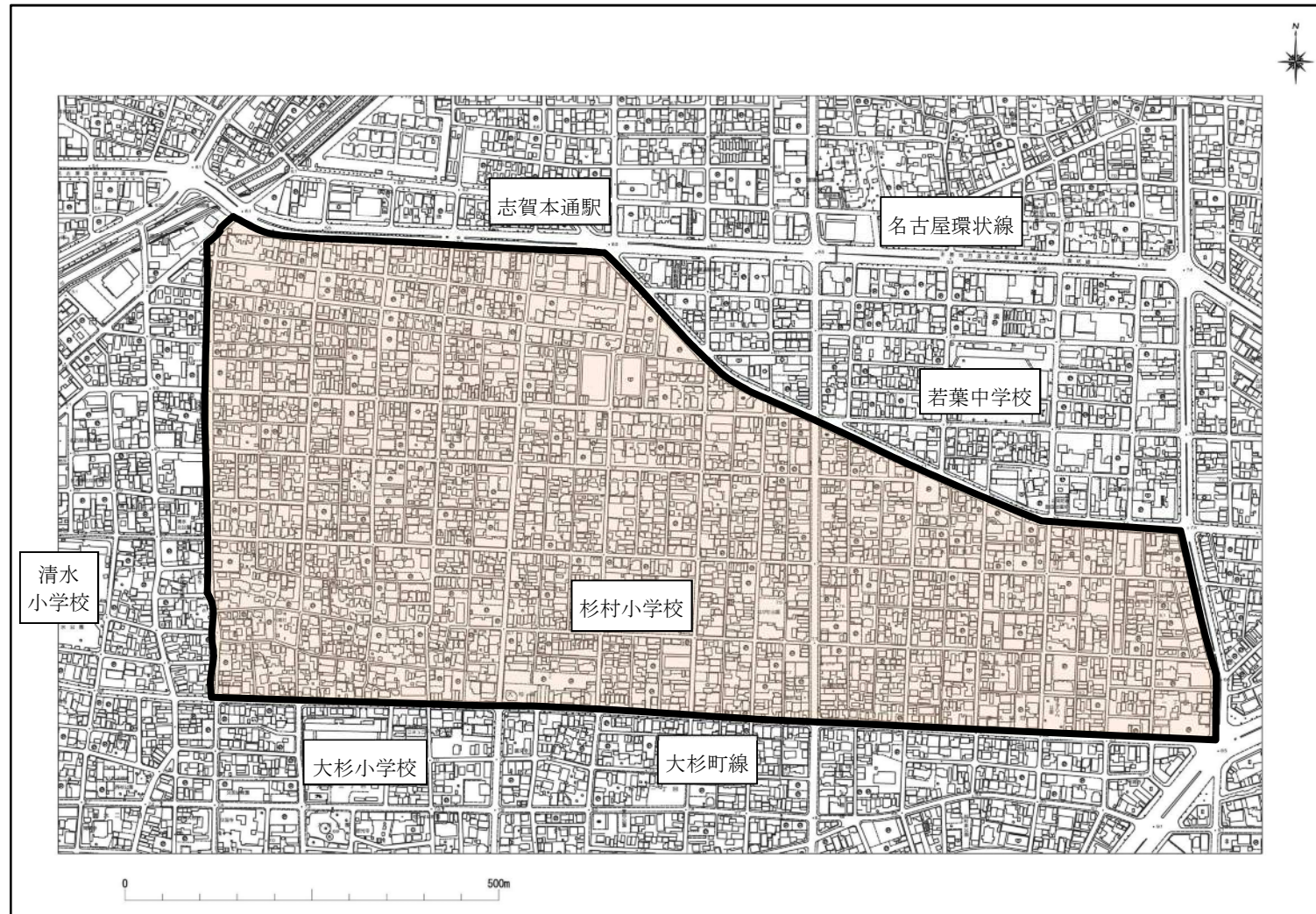
名古屋市感震ブレーカー設置促進に係る助成事業実施要綱第 6 条の作業が完了したため、同要綱第 9 条の規定により、関係資料を添えて報告します。

別表

地区名	区名	町名	区分
大杉・杉村地区	北区	生駒町、大蔵町、大杉町、神明町、長田町、中杉町、東大杉町、東大曾根町、東長田町、東水切町、水切町	全部
		大曾根一丁目、紅雲町、志賀本通、城東町、杉栄町	一部
米野地区	中村区	中村区上米野町、郷前町、大正町、深川町	全部
		黄金通、権現通、下米野町、太閤通、長戸井町	一部
中村地区	中村区	大秋町、中島町、則武本通、松原町	全部
		寿町、太閤通、大門町、鳥居通、賑町、羽衣町、日吉町、本陣通、道下町、若宮町	一部
日比津地区	中村区	日比津町	全部
		高道町、本陣通、森田町	一部
御劔地区	昭和区	滝子通	全部
	瑞穂区	太田町、亀城町、雁道町、竹田町、船原町、平郷町、御劔町	全部
		堀田通、豆田町、瑞穂町	一部
大喜地区	瑞穂区	春敲町、大喜新町、大喜町、直来町、宝田町	全部
		上坂町、田光町、豊岡通、堀田通、豆田町、瑞穂町	一部
下之一色地区	中川区	下之一色町	一部
戸田地区	中川区	戸田一丁目、戸田二丁目、戸田三丁目、戸田四丁目	全部
		供米田三丁目	一部
桜・笠寺・本星崎地区	南区	西桜町、西田町、星園町、本星崎町、呼続五丁目	全部
		笠寺町、粕畠町、桜本町、寺部通、戸部町、鳥山町、白雲町、星崎町、本地通、前浜通、松池町、松城町、呼続四丁目	一部
呼続地区	南区	呼続二丁目、呼続三丁目、呼続元町	全部
		菊住一丁目の一部	一部
鳥羽見・廿軒家地区	守山区	市場、長栄、鳥羽見一丁目、鳥羽見三丁目、廿軒家、町北、町南、守山一丁目	全部
		鳥羽見二丁目	一部

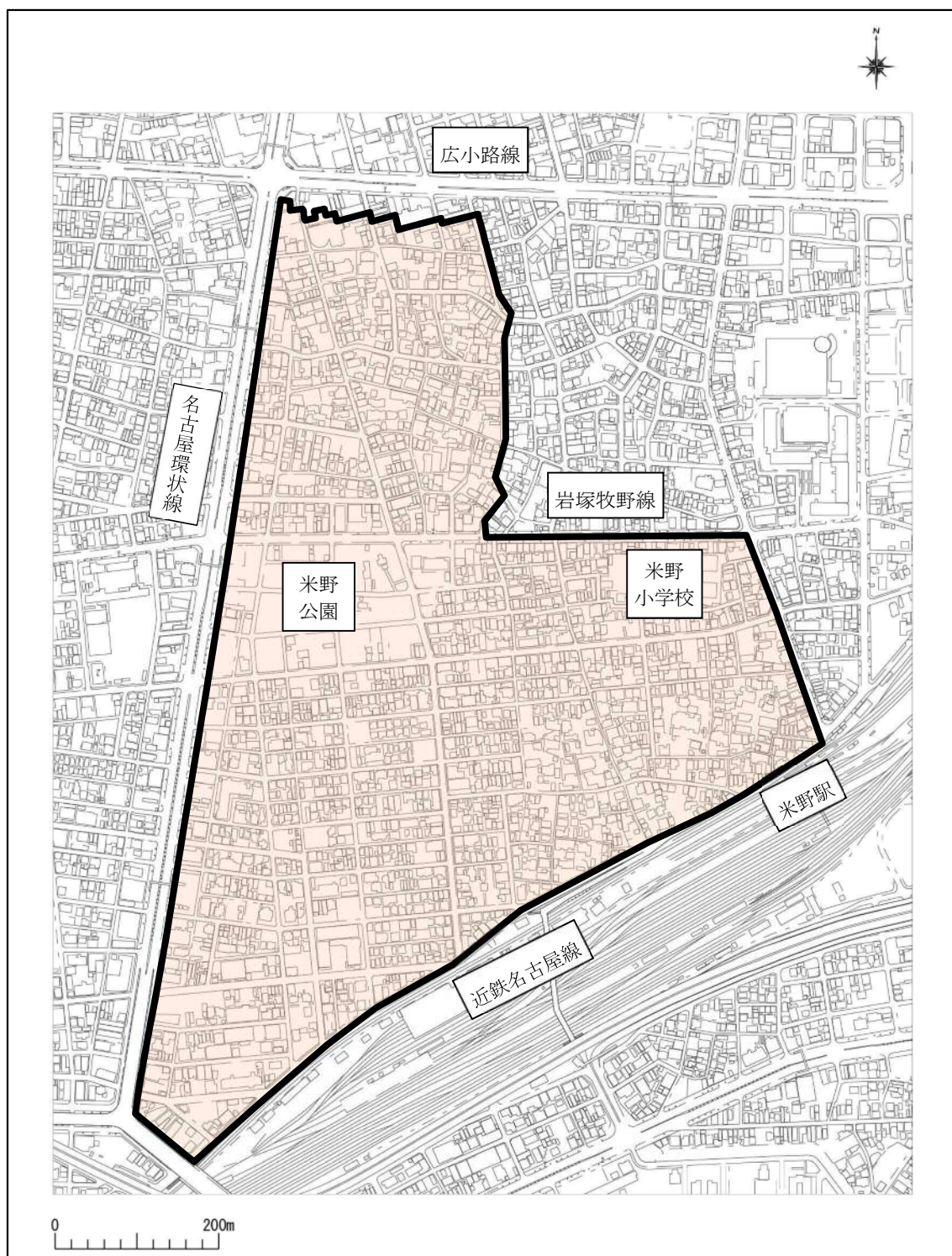
詳細は別添区域図のとおり

大杉・杉村地区



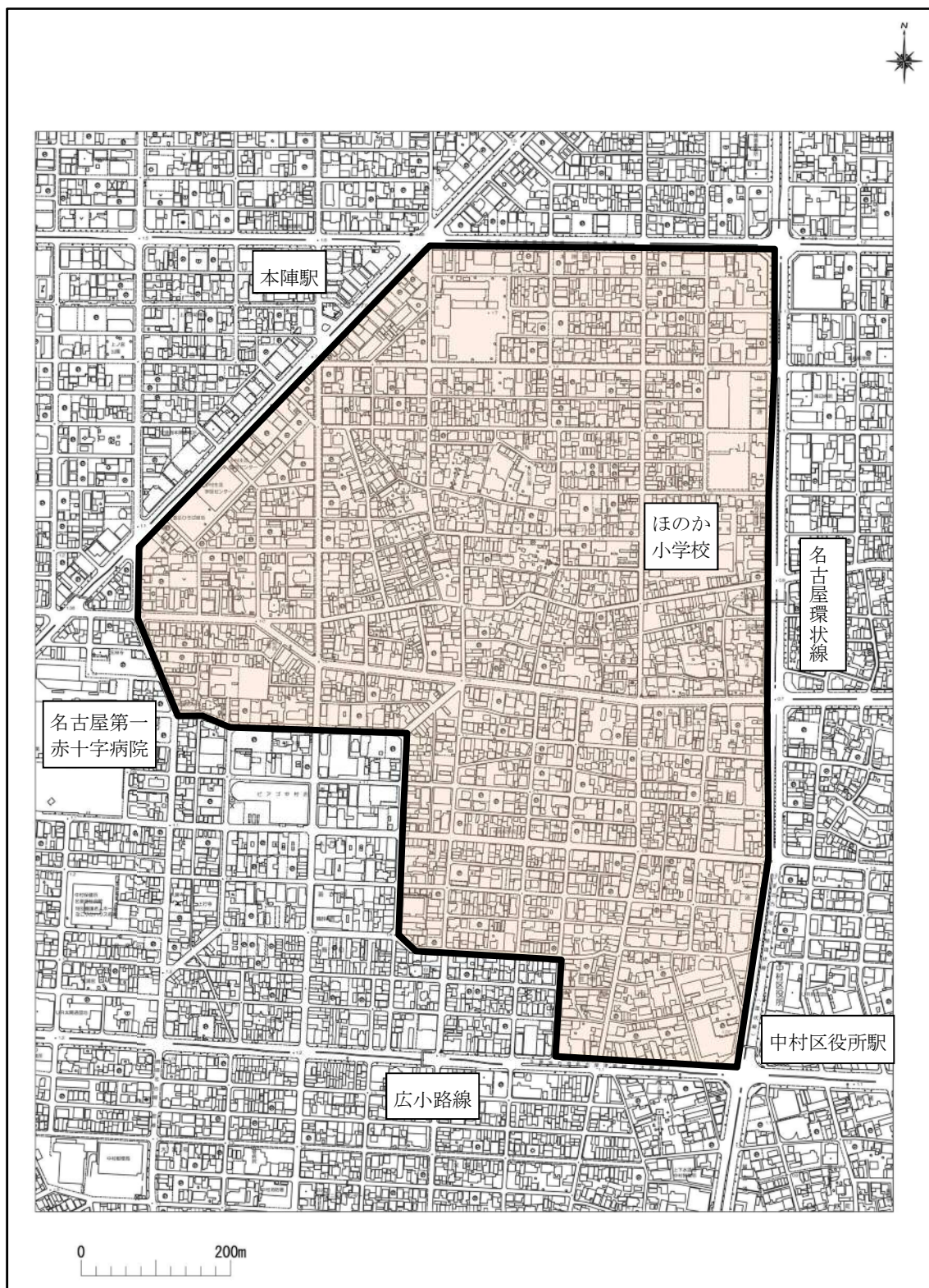
 対象区域：北区生駒町、大蔵町、大杉町、神明町、長田町、中杉町、東大杉町、東大曾根町、東長田町、東水切町、水切町の全域及び北區大曾根一丁目、紅雲町、志賀本通、城東町、杉栄町の一部

米野地区



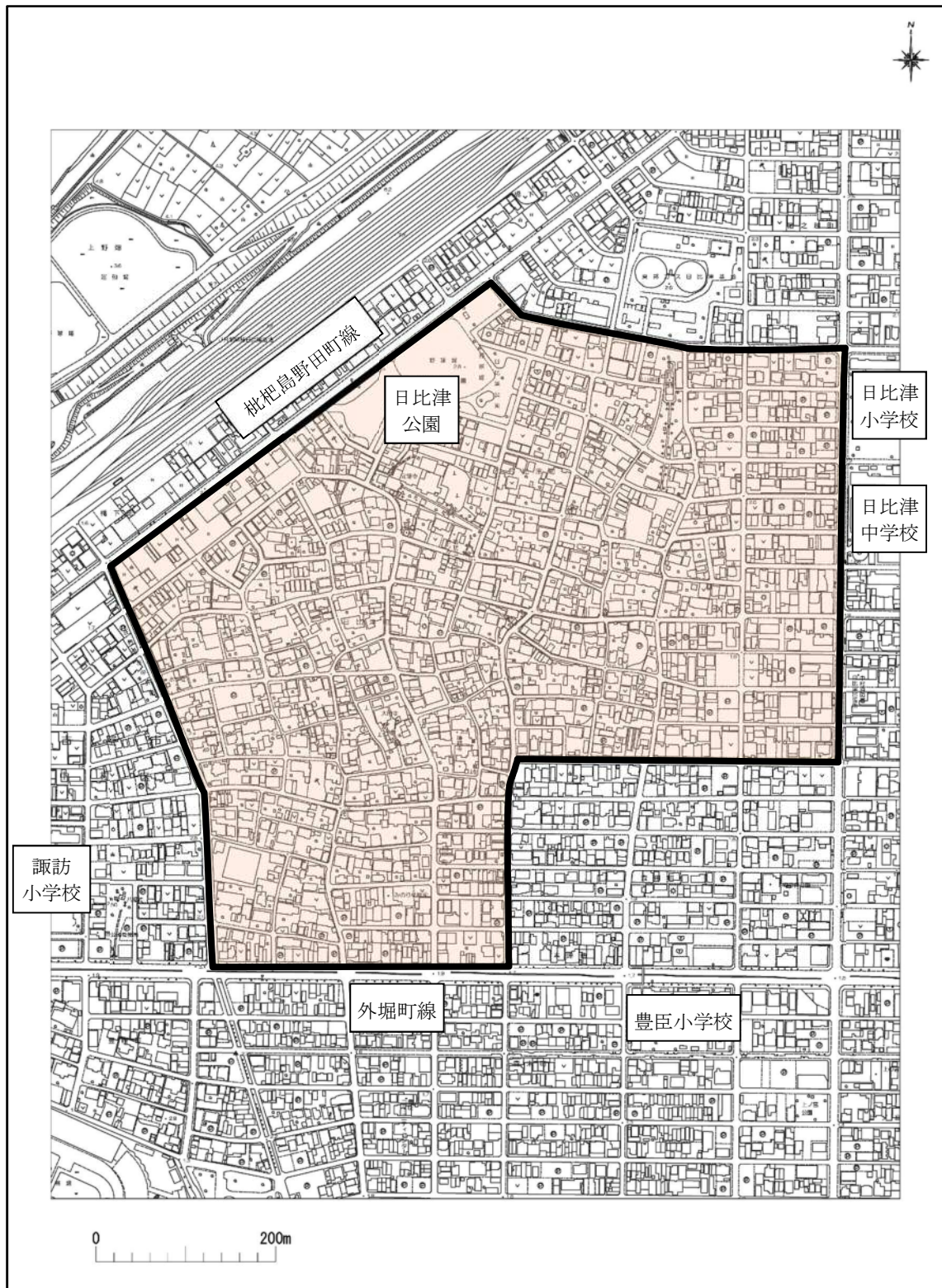
 対象区域：中村区上米野町、郷前町、大正町、深川町の全域及び中村区黄金通、権現通、下米野町、太閤通、長戸井町の一部

中村地区



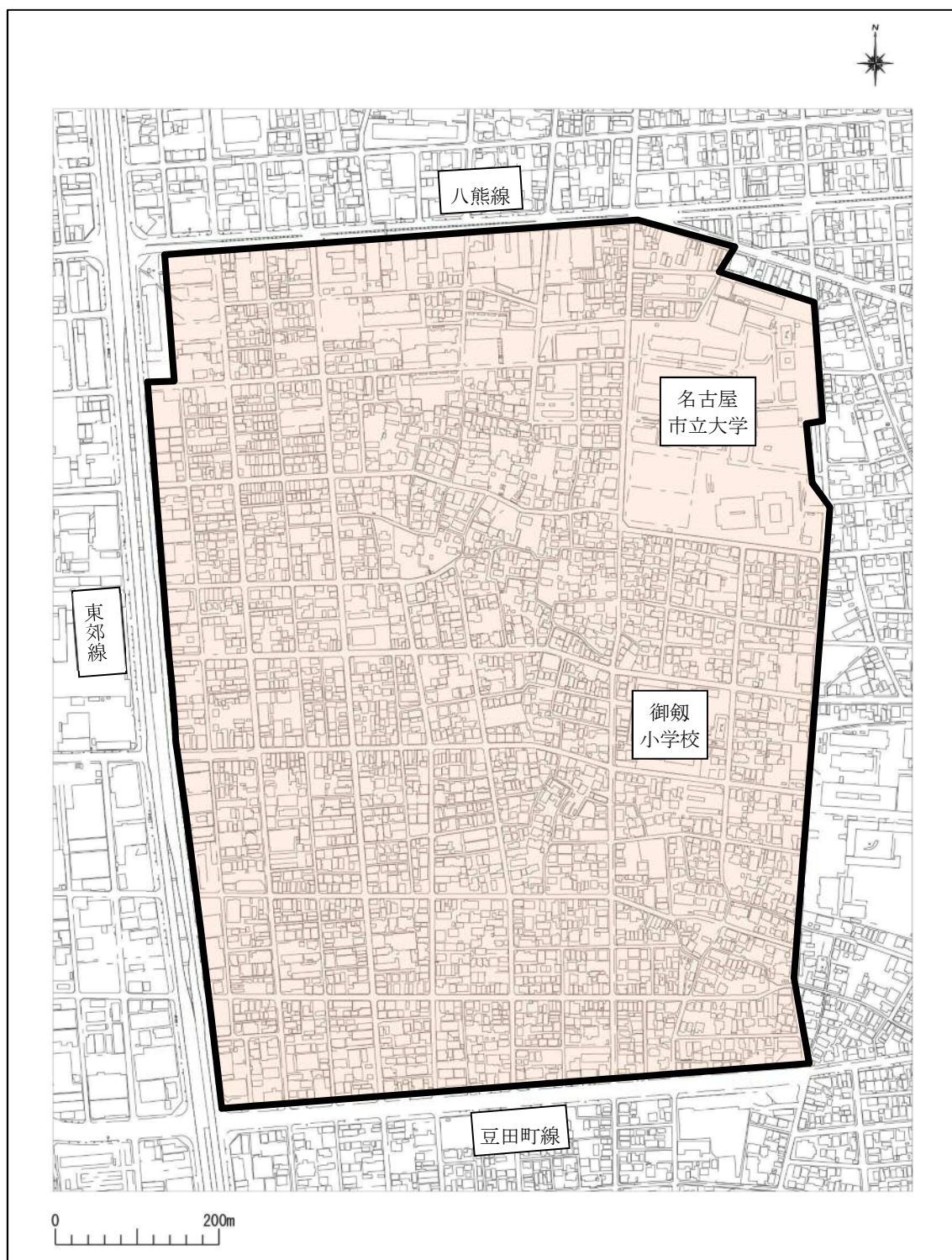
- 対象区域：中村区大秋町、中島町、則武本通、松原町の全域及び
 中村区寿町、太閤通、大門町、鳥居通、賑町、羽衣町、日吉町、本陣
 通、道下町、若宮町の一部

日比津地区



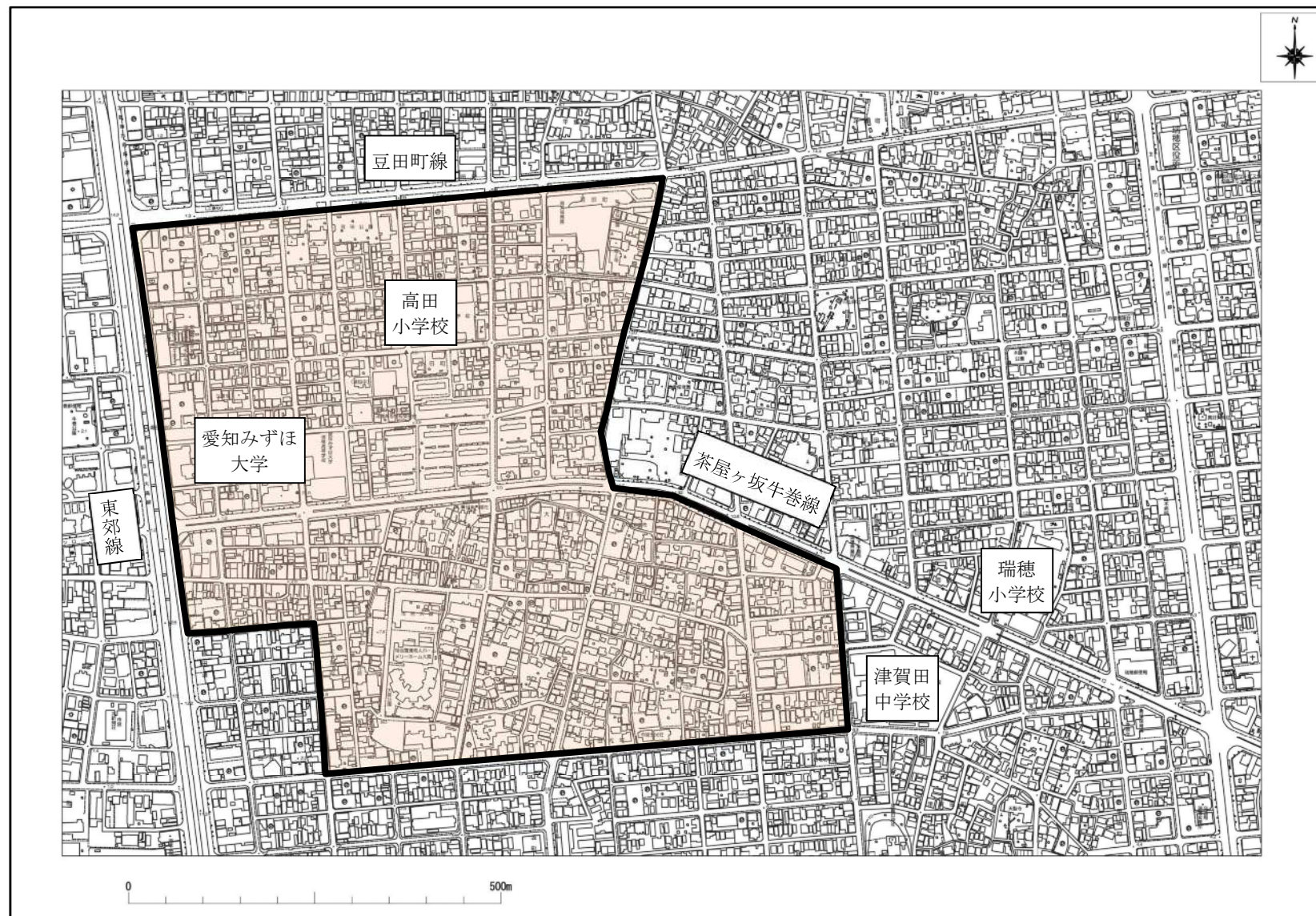
 対象区域：中村区日比津町の全域及び中村区高道町、本陣通、森田町の一部

御劔地区



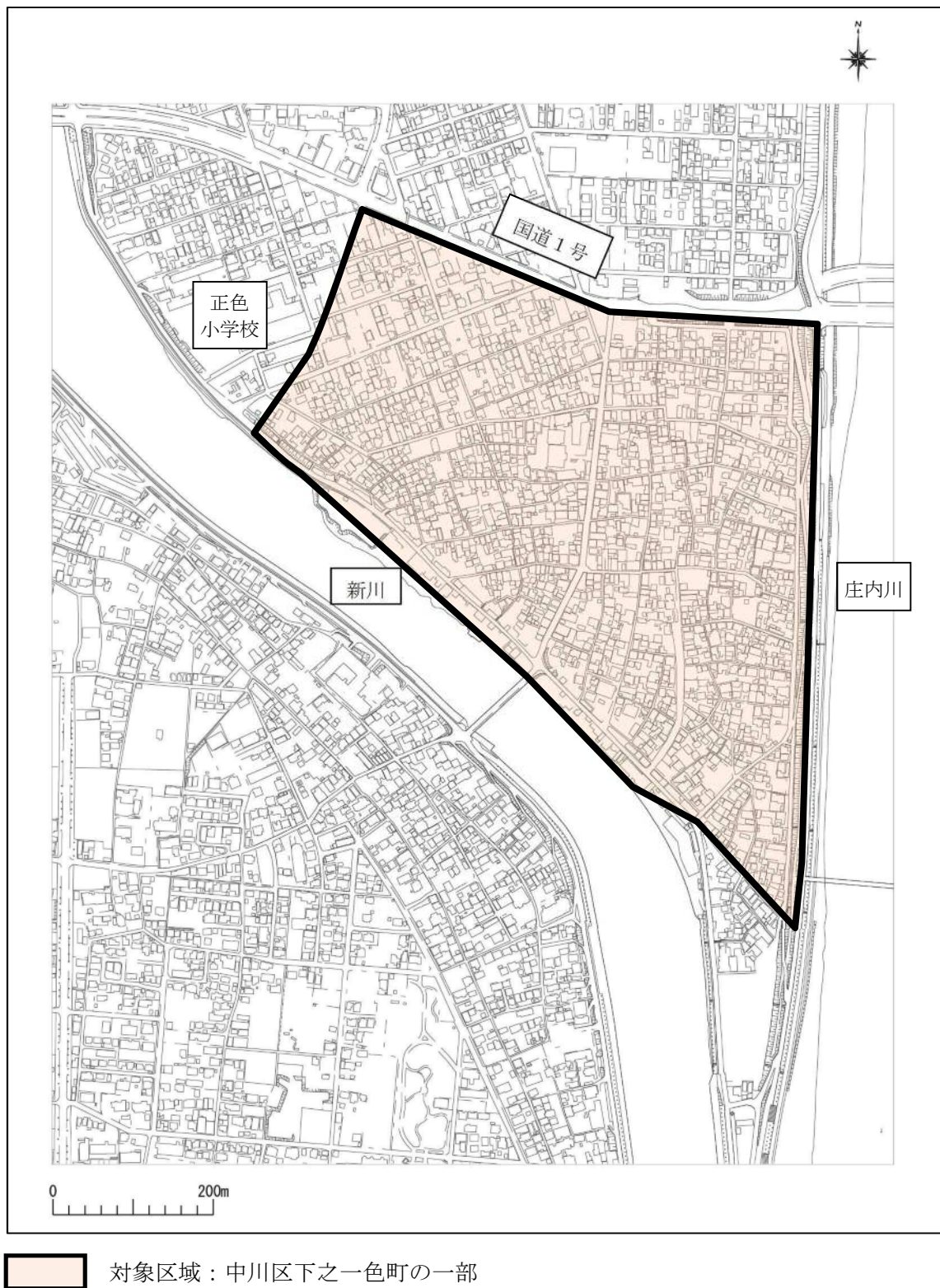
 対象区域：昭和区滝子通、瑞穂区太田町、亀城町、雁道町、竹田町、船原町、平郷町、御劔町の全域及び瑞穂区堀田通、豆田町、瑞穂町の一部

大喜地区

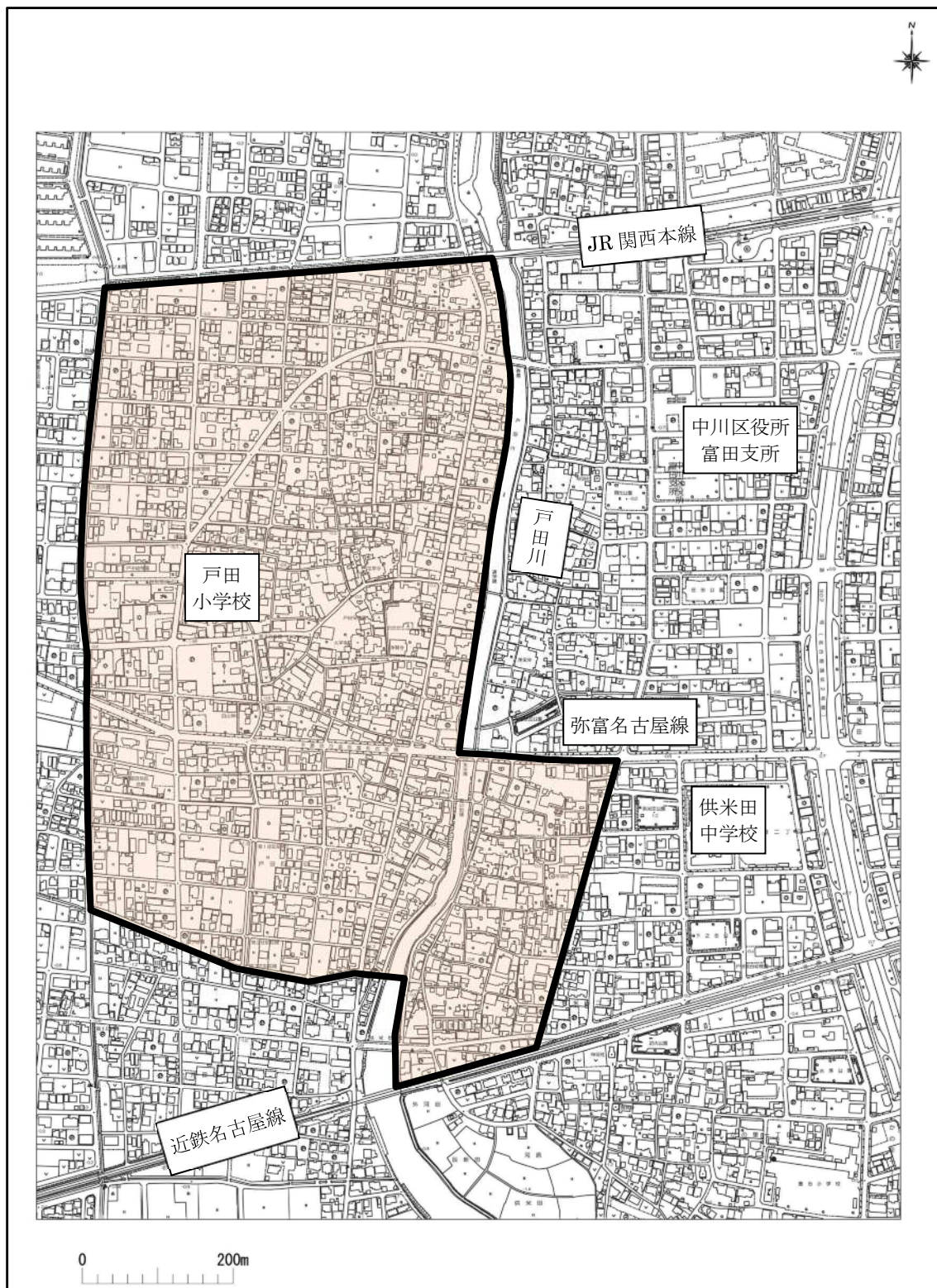


対象区域：瑞穂区春敲町、大喜新町、大喜町、直来町、宝田町の全域及び
瑞穂区上坂町、田光町、豊岡通、堀田通、豆田町、瑞穂町の一部

下之一色地区



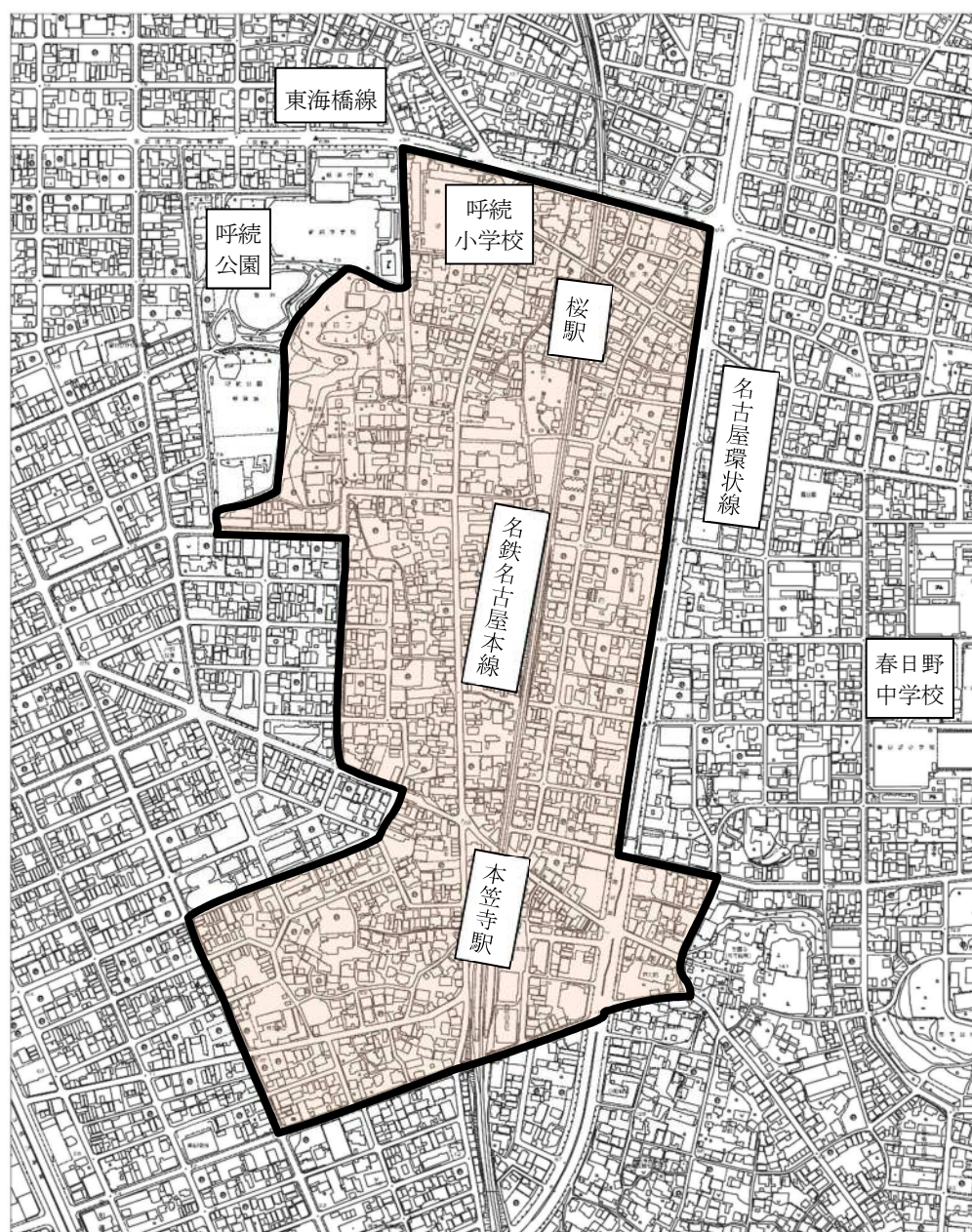
戸田地区



対象区域：中川区戸田一丁目、戸田二丁目、戸田三丁目、戸田四丁目の全域及び
中川区供米田三丁目の一部

桜・笠寺・本星崎地区

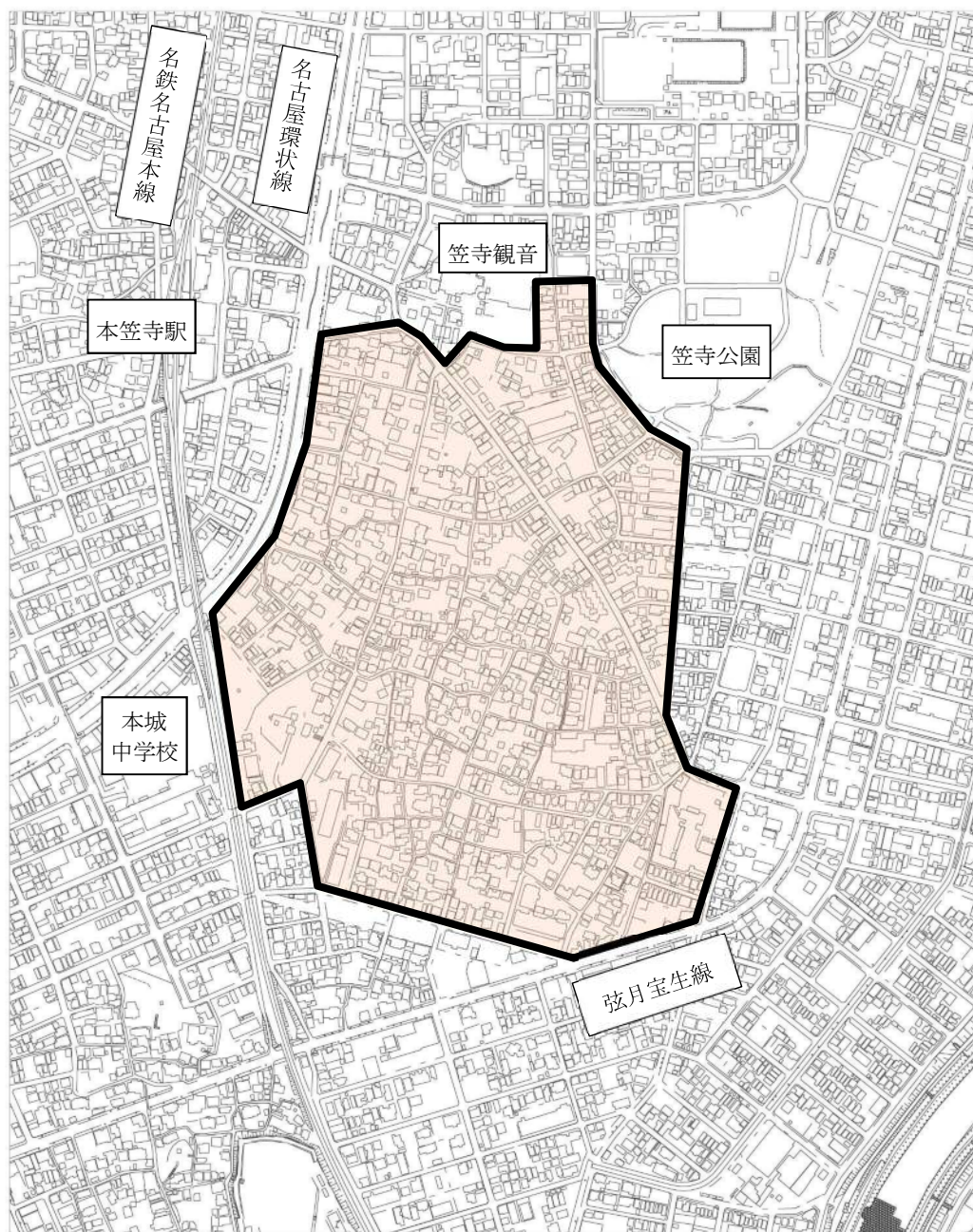
桜



0 200m

対象区域：南区西桜町、呼続五丁目の全域及び南区笠寺町、桜本町、戸部町、前浜通、松池町、松城町、呼続四丁目の一部

笠寺



0 200m



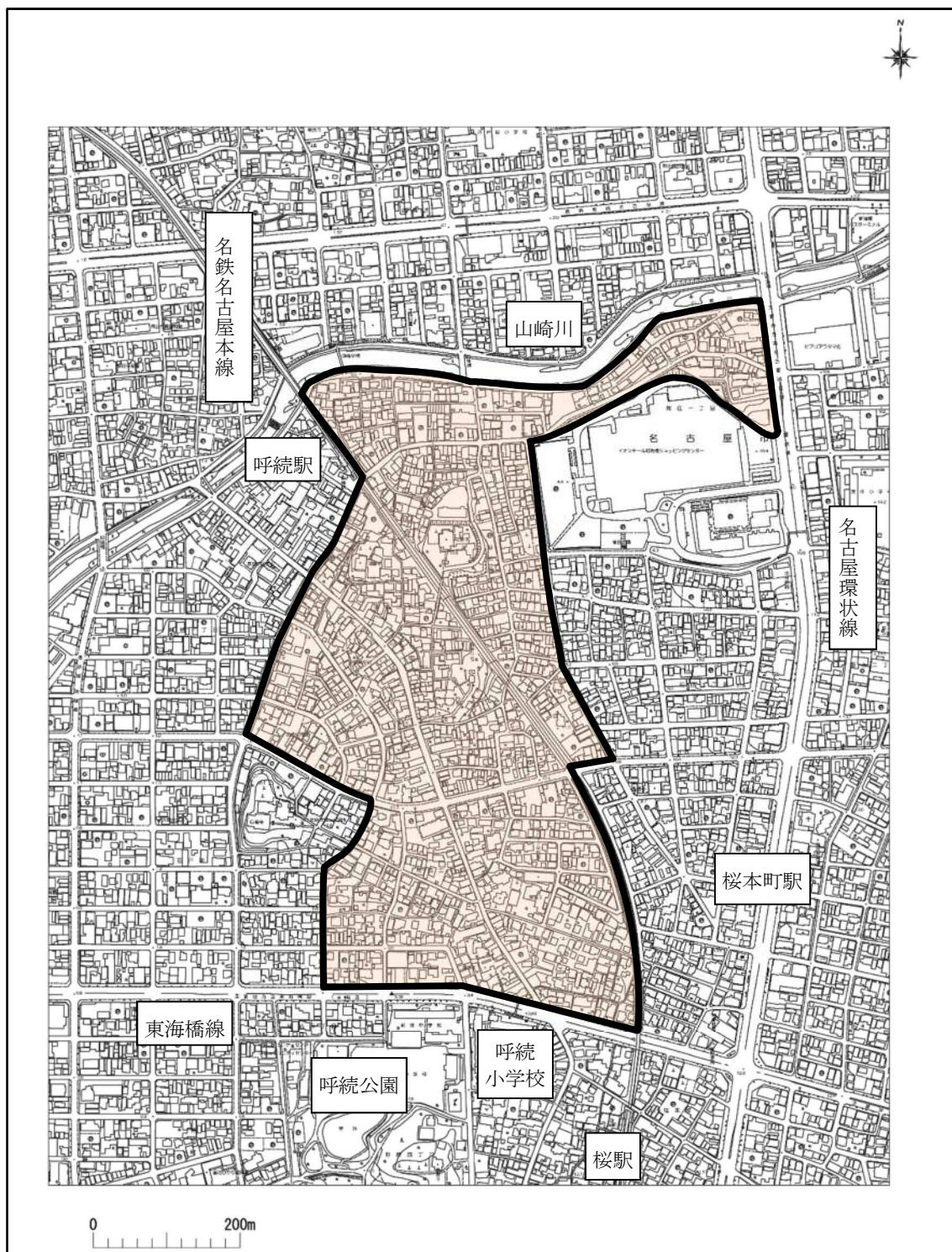
対象区域：南区笠寺町、白雲町、前浜通、粕島町の各一部

本星崎



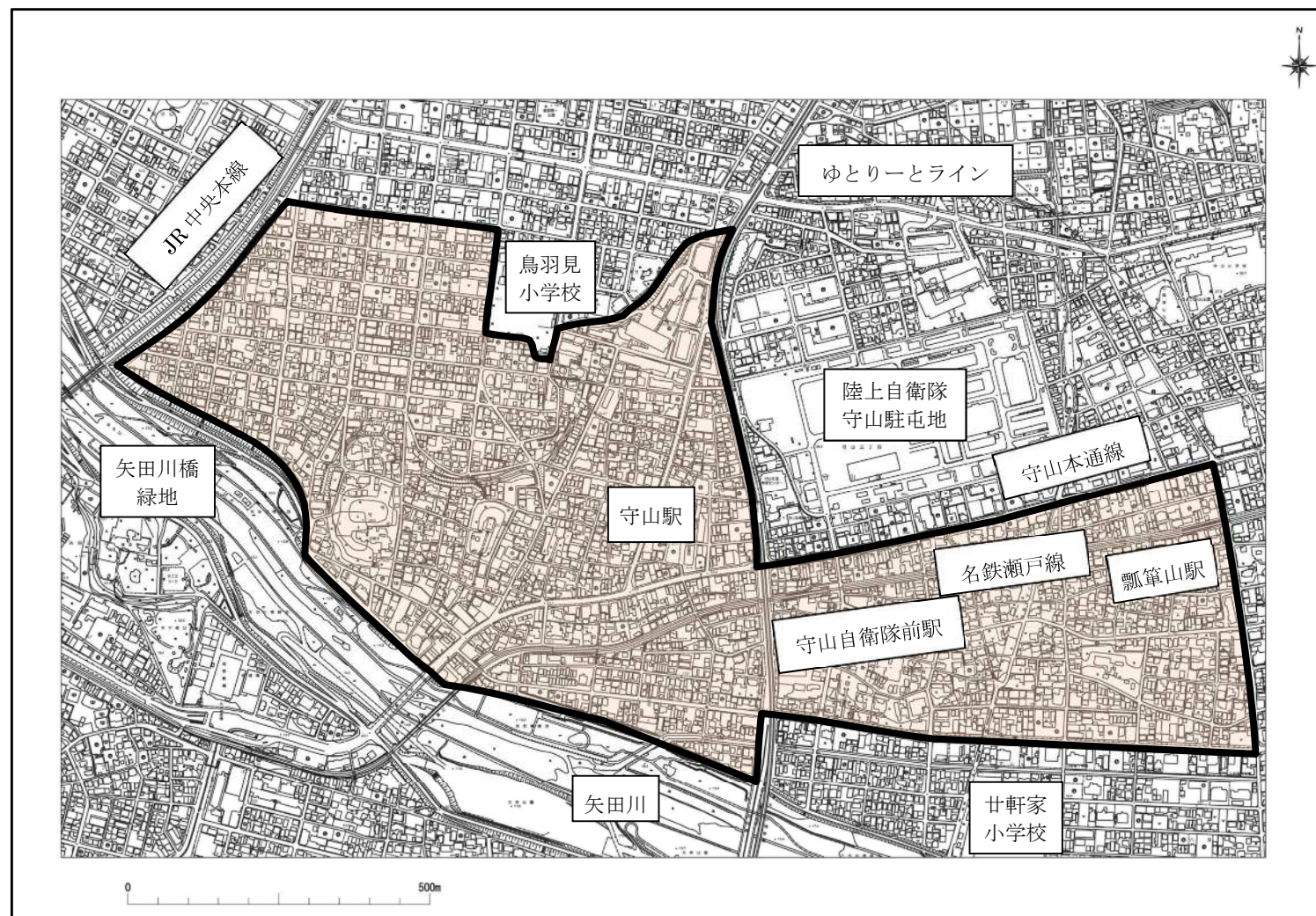
対象区域：南区西田町、星園町、本星崎町の全域及び南区笠寺町、寺部通、鳥山町、星崎町、本地通の一部

呼続地区



 対象区域：南区呼続二丁目、呼続三丁目、呼続元町の全域及び南区菊住一丁目の一部

鳥羽見・甘軒家地区



対象区域：守山区市場、長栄、鳥羽見一丁目、鳥羽見三丁目、甘軒家、町北、町南、守山一丁目の全域及び
守山区鳥羽見二丁目の一部